

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、一般社団法人兵庫県損害保険代理業協会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条

本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため損害保険代理店の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 損害保険代理店に対する講習会、研究会、講演会等の教育研修事業の開催
2. 損害保険代理店の制度、業務改善進捗に関する調査研究及び関係諸機関への提言
3. 損害保険の健全な普及に関する啓発、宣伝並びに防災活動
4. 損害保険代理店の広報活動
5. 地域社会に貢献するためのボランティア活動
6. 会員の福利厚生増進のための事業
7. 会員への情報伝達と相互理解を図るための会報等の発行
8. 前各号の他、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

(事務所)

第4条

本会は、主たる事務所を本部と称し、これを神戸市に置く。

(公告の方法)

第5条

本会の公告は、電子公告による。

但し、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第6条

本会は、理事会及び監事を置く。